

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
1	実施方針	2	1	(1)	オ		事業に関する主な法令等 項末の注意書きに「本事業の遂行に必要な許認可については、事業者の責任において取得…」とされています。この解釈の前提として、「本事業」の実施者は貴水道局で、遂行者は「事業者」との理解で宜しいでしょうか。即ち、「事業者による事業契約に基づく本事業の遂行に必要な許認可…」と読ませていただいて宜しいでしょうか。	事業契約に基づき、事業者が本事業を遂行するにあたって必要となる許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする趣旨をご理解下さい。	メタウォーター	
2	実施方針	2	1	(1)	オ	(ス)	事業に関する主な法令等 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第4条第5項の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する基準第5 1共通基準(14)廃棄物の性状の確認として、検査項目の分析を1ヶ月に1回以上行うものとの理解で宜しいでしょうか。 また、その費用はPSCに含まれていますか。	前段：測定頻度はそのとおりです。 後段：当該費用は、VFM算定上、事業者の費用として考慮しています。	メタウォーター	
3	実施方針	2	1	(1)	カ	(ア) a (a)	既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用については、事業者が更新した方がコスト面で優位性がある等の判断で必ずしも有効利用する必要はないと理解してよろしいでしょうか。もしくは、有効利用すること必須事項であり、それが評価されるということでしょうか。	既存コンクリート建築物(脱水機棟)の有効利用について、事業者が更新した方がコスト面で優位性があると判断し、浄水場運営に支障がない場合は、提案によります。 この場合、有効利用しない既存コンクリート建築物は解体撤去して下さい。 また、建築基準法上の制限に留意して下さい(No66の回答を参照)。 なお、コスト面の優位性については、提案審査に含み、撤去費及び撤去に伴う公営企業会計への影響を加味することを想定しています。詳細は入札公告で示します。	月島機械	
4	実施方針	3	1	(1)	キ	(ア)	事業期間 必要な許認可の取得とはどのようなものが対象となりますか、御教示下さい。	産業廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物処分業(中間処理)許可、昇降機に係る確認手続、提案内容によっては建築確認に係る確認手続などです。	石垣	
5	実施方針	3	1	(1)	キ	(ア)	事業期間 「なお、これらの実施にあたっては、…」とありますが、「これらの実施」とは何の実施を指しているのでしょうか。 なお書き以降が本項目の主題とするところであり、冒頭の一文は、重要事項ではありますが、補足事項という位置付けと理解できますが宜しいでしょうか。	必要な許認可の取得及び既存設備の更新等を指しています。	メタウォーター	
6	実施方針	3	1	(1)	キ	(ア)	事業期間 更新期間(H22.4～H23.3)における既存設備の運転維持管理は、県水道局殿の責任と費用負担で実施されるとの理解でよろしいでしょうか	その通りです。	電源開発	
7	実施方針	3	1	(1)	キ	(ア)	事業期間 運営・維持管理開始(H23.4)から撤去・更新が完了するまでの期間における既存設備の運転維持管理は、(民間)事業者の責任と費用負担で実施すると理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発	
8	実施方針	3	1	(1)	キ	(ア)	事業期間 既存の排水処理施設内受電設備の点検整備は、平成22年3月までは県殿が実施し、それ以降は事業者が実施すると理解でよろしいでしょうか。	平成23年3月31日までは県が実施、平成23年4月1日以降は事業者が実施となります。	月島機械	
9	実施方針	4	1	(1)	キ	(ア) b	維持管理・運営期間について 千葉県殿の計画では、脱水機の1台目の新設または更新及び撤去期間中は、既存の運転管理業者が既設の運転をしながら、PFI事業者が工事を実施するスケジュールを想定されていると認識しております。一方で、効率性、安全性の面からPFI事業者が運転管理をしながら工事を行うことが合理的な場合もあると考えております。事業者の提案により、事業契約締結後直ちに既存運転管理業者からPFI事業者が運転管理を引き継ぎ、更新及び撤去工事を実施することは可能でしょうか。	質問の方法を採用するためには、事業者による廃掃法の業許可取得が必要と考えます。SPCの設立から事業契約締結のスケジュールを考慮すると困難と考えます。	月島機械	
10	実施方針	4	1	(1)	ケ		事業者の収入 11月19日付説明会において、一時金の支払いは50%との御説明がございましたが、金額の上限はございますか？また、支払項目の制限はございますか？	詳細は入札公告時に示しますが、現時点では、事業者が県に引き渡しを行った施設部分に対応する設計及び更新等業務費の50%を一時支払金とすることを想定しています。また、設計及び更新等業務費であれば支払項目の制限を設けることは想定していません。	石垣	
11	実施方針	4	1	(1)	ケ		事業者の収入について 平成20年11月20日実施されました説明会におきまして、設備更新等の業務に係る費用の半額を上限に一時払いを行うことのご説明を頂きましたが、これについて支払時期、支払い条件及び当該一時払いを受けない(全額を割賦払いとする)ことも可能であるかご教示下さい。	支払い時期、支払い条件等、詳細は入札公告時に示しますが、PFI事業者が一時金の支払を受けない提案は想定していません。	月島機械	

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
12	実施方針	4	1	(1)	ケ		事業者の収入 説明会において平成22～24年度の3年間の工事費用は既済部分の50%を上限に支払う予定とお伺いしましたが、これは平成22年度分は平成23年度に50%を上限に支払い、残りは平成23～平成43年度まで20年かけて均等に支払う。平成23年度・24年度分は平成25年度に50%を上限に支払い、残りは18年かけて均等に支払うという意味なのでしょうか？	基本的な考え方はその通りですが、詳細は入札公告時に示します。なお、添付資料7も参照して下さい。	明電舎	
13	実施方針	6	1	(2)	ウ		選定結果及び選定における客観的評価の公表方法 VFM評価の内容とともにPSC及び予定価格を公表して頂けますでしょうか。	公表内容は、国のVFMガイドライン及び千葉県PFI活用ガイドラインによります。なお、千葉県PFI活用ガイドラインに、「その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、PSCとPFI事業のLCCの差または割合によりVFMの程度のみを示すこととする」とあるため、PSC、PFI-LCC、予定価格の事前公表は行いません。	メタウォーター	
14	実施方針	6	1	(2)	ウ		選定結果の公表について 選定結果については、PSC及びPFI-LCCの金額とその内訳も公表されますでしょうか。また、予定価格についても、この時点で公表されますでしょうか。事業者として、本事業の参画を検討する際に不可欠な情報ですので、公表をお願いいたします。	No.13の回答を参照	月島機械	
15	実施方針	10	2	(3)	キ		現況調査・競争的対話 斬新的な「競争的対話」方式が取り入れられるということで期待いたしております。競争的対話の趣旨からして、これまでの一般競争入札において排除されていた「契約交渉」が積極的に行われるという解釈で宜しいでしょうか。	本事業では、競争的対話方式の導入などにより、民間事業者の方の意見をなるべく取り入れるように努力しますが、一般競争入札方式で実施することから、落札者選定後の事業契約書案に関する協議は、基本的には趣旨の明確化や文言調整などに限定されると考えています。	メタウォーター	
16	実施方針	10	2	(3)	キ		競争的対話の実施 競争的対話は具体的にどのような形で実施されますでしょうか。特に以下の点についてご教示下さい。 1)事業者毎に行われるのか 2)対話の内容は公表されるのか 3)対話の対象となる内容の範囲 4)対話の結果は入札公告時に公表される書類に反映されるのか	詳細は別途通知しますが、現時点では以下のように想定しています。 1) 事業者毎に行なうことを念頭に、応募者又は応募グループの代表企業となることを想定している民間企業が申込みすることを予定しています。応募グループの構成員又は協力会社となることを想定している民間企業は、前記申込みに記載し、代表企業となることを想定している民間企業と同席することを予定しています。 2) 民間事業者の経営上のノウハウ等に関する事項以外は、落札者決定後に公表することを想定しています。 3) 本件事業に関する事項です。(競争的対話実施時点で公表されている本件事業に関する資料に関する事項を含む。) 4) 本件事業実施にあたって有益であれば、可能な範囲で反映することを想定しています。	月島機械	
17	実施方針	12	2	(3)	ス		提案書の受付 必要に応じて応募者に対してヒアリングを行うことがあるとありますが、ヒアリングの内容についてご教示願います。	現時点では、提案内容の不明点の確認等を想定しています。	メタウォーター	
18	実施方針	12	2	(3)	ア (イ)		応募者の構成等(構成員の定義) 構成員の定義についてご教示願います。	構成員とは、事業開始後に事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で、事業者に出資する者をいいます。(p20の2(8)参照)、実施方針に定義を追加します。	電源開発	
19	実施方針	12	2	(3)	ア (ウ)		応募者の構成等(協力会社) 協力会社は、他の応募者又は応募グループの協力会社となることは可能との理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発	
20	実施方針	12	2	(3)	ア (ウ)		応募者の構成等(協力会社) 資格確認申請申請後において、協力会社の変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	変更を認めない旨を明示した業務を実施する協力会社を除き変更可能です。	電源開発	
21	実施方針	12	2	(4)	ア (エ)		応募者の構成等 設計業務を担当しない協力会社は他の応募者又は応募グループと重複してもよろしいのでしょうか？	No20の回答を参照。	明電舎	

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者企業名
22	実施方針	13	2	(4)	イ	(イ)	構成員の制限	県知事から県工事請負に係る指名停止を受けていないこととの記載がありますが、知事とは千葉県知事であるとの解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。	月島テクノメンテサービス
23	実施方針	13	2	(4)	イ	(オ)	アドバイザー業務に関与した者の関連会社	アドバイザー業務に関与した者の関連会社各社の名称等をご教示下さい。	みずほ総合研究所株式会社の関連会社は、みずほフィナンシャルグループ株式会社(東京都千代田区)です。 西村あさひ法律事務所の関連会社はありません。 日本上下水道設計株式会社の国内の関連会社は、株式会社エヌジェーエス・イーアンドエム(東京都新宿区)、株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ(東京都台東区)、株式会社エヌジェーエス・デザインセンター(東京都新宿区)、株式会社サン・コンサルタンツ(島根県松江市)、オリオン設計株式会社(東京都台東区)です。	月島機械
24	実施方針	13	2	(4)	ウ		設備更新等業務に係る要件	「設備更新等業務」とは、実施方針(p2)の事業の範囲に規定される「設計及び更新等業務」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発
25	実施方針	13	2	(4)	ウ		設備更新等業務に係る要件	「実際に担当する者」とは、事業者(SPC)から直接業務を受託する者(元請企業)を意味し、下請け企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	全ての下請け企業が含まれます。 なお、実施方針を以下のように改定します。 ・該当箇所:p12・2(4)ア(エ) ・改定前:…事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者… ・改定後:…事業者から直接間接を問わず業務を受託し又は請け負うことを予定している者…	電源開発
26	実施方針	13	2	(4)	ウ	(ア)	設計を担当する者	「設計を担当する者」は、複数の企業でも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発
27	実施方針	14	2	(4)	ウ		排水処理施設に関わる設備更新等業務に係る要件	事業の範囲に含まれている、「進入道路の整備や必要な外構の整備」は土木工事に、「建築設備の更新」は建築工事に該当すると思われます。土木工事、建築工事を担当する者の要件は、定義されないのでしょうか。	実施方針を改定し、新たに要件の定義を追加します。	電源開発
28	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ア)	設計を担当する者	「設計を担当する者」が複数の企業でも認められる場合において、設計企業Aが機械電機設備の設計を行い、設計企業Bが建築等(建築確認申請等が必要なもの)の設計を行う場合、設計企業Aは資格要件a, bを満足し、設計企業Bは資格要件a, bを満足していれば、「設計を担当する者」の資格要件を満足していると理解してよろしいでしょうか。	「設計を担当する者」が複数の企業でも認められる場合において、設計企業Aが機械電機設備の設計を行い、設計企業Bが建築等(建築確認申請等が必要なもの)の設計を行う場合、設計企業Aは資格要件a, bを満足し、設計企業Bは資格要件a, cを満足していれば、「設計を担当する者」の資格要件を満足していると理解して結構です。  なお、実施方針を以下のように改定します。 ・該当箇所:p14・2(4)ウ(ア)b及びc ・改定前:b 技術士(機械部門の資格を有する者で技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。 c 設計内容が建築基準法… ・改定後:b 技術士(設計内容に対応した部門又は上下水道部門の資格を有する者で技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。 c 建築工事を伴う場合に、設計内容が(以下、新たに追加) ※設計を担当する者が複数である場合は、全体でa・b・cの全ての要件を満たしていること。なお、この場合には設計業務全体を取りまとめる責任者を明記すること。	電源開発
29	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ア) a	設計を担当する者について	千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に記載されていれば、電気工事を担当する者や機械工事を担当する者が設計することは可能と理解してよろしいでしょうか。	No.28の回答を参照。	月島機械
30	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ア) a	設計を担当するものの要件	設計を担当するものは建設業者の資格者名簿に登録されているものであるとの解釈でよろしいでしょうか。また、登録業種はどの業種でもよろしいとの解釈でよろしいでしょうか。	No.28の回答を参照。	月島テクノメンテサービス

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
31	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ア) (イ)	b	技術士(機械部門の資格を有するもの)とありますが、本事業の特性ならびに多くの企業の参画を促すため、技術士(上下水道部門)もお認めいただけませんか。	No.28の回答を参照。	メタウォーター
32	実施方針	14	2	(4)	ウ	(イ)	a	工事監理を担当するものの要件 工事監理を担当するものは建設業者の資格者名簿に登録されているものであるとの解釈でよろしいでしょうか。また、登録業種はどの業種でもよろしいとの解釈でよろしいでしょうか。	名簿について、「千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されている者」であることが必要です。業種について、複数の者が工事監理を行なう場合があることを念頭に検討中です。実施方針の改訂時に提示します。	月島テクノメンテサービス
33	実施方針	14	2	(4)	ウ	(イ)	d	工事監理を担当する者 「各種工事を担当する者の親会社または子会社でないこと。」とありますが、親会社・子会社の定義として、僅かの株式を取得しているだけの関係でも親会社・子会社として扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	子会社とは会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条で規定される子会社、親会社は会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条で規定される親会社を指しています。	メタウォーター
34	実施方針	14	2	(4)	ウ	(イ)	c,d	工事監理を担当する者 「各種工事を担当する者」とは、事業者(SPC)から直接業務(工事)を受託する企業(元請請負業者)との理解でよろしいでしょうか。	全ての下請け企業も含まれます。	電源開発
35	実施方針	14	2	(4)	ウ	(イ)	e	工事監理を担当する者 「監理技術者資格者証を有する者」は、設備等更新業務の期間中において、交代させることは可能との理解でよろしいでしょうか。	やむを得ない理由等で、県水道局が認めた場合のみ可能とします。	電源開発
36	実施方針	14	2	(4)	ウ	(イ)		工事監理を担当する者 「監理技術者資格者証」は、建設業の種類は問いませんか。 「監理技術者講習修了証」も必要ではありませんか。 「監理技術者」の資格要件を満足する1級資格者、又は、技術士が代替することは可能でしょうか。	複数の者が工事監理を行なう場合があることを念頭に検討中です。実施方針の改訂時に提示します。	電源開発
37	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ) (エ)		排水処理施設に関わる設備更新等業務に係る要件 「電気工事を担当する者」及び「機械工事を担当する者」については、「～工事を担当する者が複数である場合は、そのうち1者がすべての要件を満たせばよいものとする」としていますが、「設計を担当する者」と「工事監理を担当する者」にはこの記載がありません。複数の者が、設計及び工事監理を担当することは、認められないのでしょうか。	設計を担当する者についてはNo.28の回答をご参照下さい。 工事監理を担当する者については、複数の者で担当することは可能ですが、全体のとりまとめを行う者を指定し、この者については他の工事監理業務を兼ねることはできません。  なお、実施方針を以下のように改定します。 ・該当箇所:p14・2(4)ウ(イ)b及びf ・改定前:b 技術士(機械部門の資格を有する者で技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。 f 設計内容が建築基準法... ・改定後:b 技術士(設計内容に対応した部門又は上下水道部門の資格を有する者で技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。 c 建築工事を伴う場合に、設計内容が (以下、新たに追加) ※工事監理を担当する者が複数である場合は、全体でa～fの全ての要件を満たしていること。なお、この場合には工事監理業務全体を取りまとめる責任者を明記し、この責任者は他の工事監理業務を兼ねることはできません。	電源開発
38	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ)		電気工事を担当する者 同種工事の定義がありますが、排水処理施設の工事との理解でよろしいでしょうか。	ここでの「同種工事」とは、上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用高圧電気設備を製作し据付調整する工事です。	メタウォーター
39	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ)		電気工事を担当する者 「電気工事を担当する者」として、共同企業体(JV)は、認められるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者(SPC)から共同企業体(JV)に対して直接発注することは可能です。	電源開発

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
40	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ)	電気工事を担当する者	建築電気設備の工事を担当する者(企業)は、(ウ)の資格要件は不要との理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発
41	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ) d	電気工事を担当する者	「処理場」とは、下水道法に定める「終末処理場」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	電源開発
42	実施方針	14	2	(4)	ウ	(ウ) a	電気工事を担当するものの要件	電気工事を担当するものは建設業者の資格者名簿に登録されているものであるとの解釈でよろしいでしょうか。また、登録業種はどの業種でもよろしいとの解釈でよろしいでしょうか。	名簿について、「千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されている者」であることが必要です。業種について、「電気工事における格付等級がAで、総合点数が1200点以上である者」であることが必要です。	月島テクノメンテサービス
43	実施方針	15	2	(4)	ウ	(ア) b	脱水ケーキの搬出を担当する者について	脱水ケーキを有価物として取り引きする場合は、業の許可は不要であると認識してよろしいでしょうか。	貴社提案の「脱水ケーキ」が、取引実態として「産業廃棄物」であるか「有価物」であるかによります。現時点では提案内容が不明のため回答しかねます。	月島機械
44	実施方針	15	2	(4)	ウ	(ア)	排水処理業務に係る要件	脱水ケーキの搬出・再生利用を担当する者を構成員又は協力会社にしなないこととするは可能でしょうか。当該業務に関しては、比較的小規模な企業が多く、20年の事業期間を考慮しますと、提案時に企業を決めるよりは、多くの引取先候補より選択的に起用の方が合理的であると考えます。また、産業廃棄物処理契約は、単年度であるのが通例であり、20年間の長期契約は困難であります。説明会において、以上のことが可能であるとの説明があったと思いますが、再度確認させて頂きたいと存じます。	説明会の際の説明の通り、協力会社及び用途の変更は可能です。協力会社の定義についてはNo.25の回答を参照。	月島機械
45	実施方針	15	2	(4)	ウ	(イ) b	脱水ケーキの再生利用を担当する者について	脱水ケーキを有価物として取り引きする場合は、業の許可は不要であると認識してよろしいでしょうか。	No.43の回答を参照。	月島機械
46	実施方針	15	2	(4)	ウ	(工) c	機械工事を担当する者	監理技術者資格者証を有する者を専任で配置とありますが、配置期間は実施方針P.3キ(ア)a-1、a-2の期間との理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	メタウォーター
47	実施方針	15	2	(4)	ウ	(工) d	機械工事を担当する者	同種工事の定義がありますが、排水処理施設(脱水機)の工事との理解でよろしいでしょうか。	ここでの「同種工事」とは、上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用機械設備の設置又は更新工事です。	メタウォーター
48	実施方針	15	2	(4)	ウ	(工)	機械工事を担当する者	「機械工事を担当する者」として、共同企業体(JV)は、認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No39の回答を参照。	電源開発
49	実施方針	15	2	(4)	ウ	(工) a	機械工事を担当するものの要件	機械工事を担当するものは建設業者の資格者名簿に登録されているものであるとの解釈でよろしいでしょうか。また、登録業種はどの業種でもよろしいとの解釈でよろしいでしょうか。	名簿について、「千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されている者」であることが必要です。業種について、「機械器具設置工事における格付等級がAで、総合点数が1000点以上である者」であることが必要です。	月島テクノメンテサービス
50	実施方針	16	2	(4)	エ	b	排水処理施設全体の維持管理・運営業務に係る要件	同種の業務の定義がありますが、排水処理(脱水機)の運転管理業務委託との理解でよろしいでしょうか。	ここでの「同種業務」とは、上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の運転管理業務委託です。	メタウォーター

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者企業名
51	実施方針	16	2	(4)	工	c	従事経験を有する者	「同種の業務において1年以上の従事経験を有する者」とありますが、同種の業務とは、日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の脱水機の運転管理業務との理解で宜しいでしょうか。 また、「常勤者に換算して1名以上配置できる者」とありますが、常勤者とは、平日昼間の時間帯(おおむね午前9時から午後5時)に常駐する者との理解で宜しいでしょうか。	前段はその通りです。 後段の「常勤者に換算して1名以上配置」について、要件を満たす者を、受託会社における就業規則において定められている常勤者と同等の時間数、配置する必要があります。 例えば、就業規則で常勤者＝週38時間勤務する者と定めてある場合、要件を満たす者を合計で週38時間配置していれば常勤換算1名配置となります。	メタウォーター
52	実施方針	16	2	(4)	工		維持管理・運營業務に係る要件	「運転管理を実際に担当する者」の「運転管理」とは、「業務要求水準書(案)」のp3およびp6に記載の「排水処理業務」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはその通りです。 要求水準書p3・1の排水処理業務から、(3)の脱水ケーキの再生利用等業務及び3の業務の一部を除いた業務を「運転管理」とします。	電源開発
53	実施方針	16	2	(4)	工		維持管理・運營業務に係る要件	「常勤者に換算して1名以上」とは、1名以上の者を、法定労働時間(週40時間)配置できることを意味するとの理解でよろしいでしょうか。 資格要件を明確にするために、「常勤者に換算して1名以上」について、具体的な換算方法をご教示願います。	要件を満たす者を、受託会社における就業規則において定められている常勤者と同等の時間数、配置する必要があります。 例えば、就業規則で常勤者＝週38時間勤務する者と定めてある場合、要件を満たす者を合計で週38時間配置していれば常勤換算1名配置となります。	電源開発
54	実施方針	16	2	(4)	オ		参加資格要件確認基準日	参加資格要件等の確認基準日は、提案書の開札日とありますが、確認基準日以降に構成員、協力企業が参加資格を満たさない状態になった場合でも確認期日で合格すれば良いと理解してよろしいでしょうか。また、参加資格要件を満たすものの対象として、協力企業も含まれるのでしょうか。	確認基準日についてはその通りです。対象には協力会社も含まれます。	メタウォーター
55	実施方針	16	2	(4)	オ		参加資格要件確認基準日	経営事項審査の総合評定値は平成21年度からの資格者名簿記載の総合得点にて判断するものとの解釈でよろしいでしょうか。	確認基準日(提案書の開札日)において要件を満たしている必要があります。	月島テクノメンテナンス
56	実施方針	18	2	(8)			構成員の定義	事業者(SPC)から直接業務を受託せず、SPCに対して出資のみを行う企業は、構成員として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	業務を受託または請け負わず、SPCに対して出資のみを行う企業は、構成員の定義からは外れます。 構成員の定義については、No.18の回答を参照。	電源開発
57	実施方針	19	2	(7)			提案審査の流れ	業務シミュレーションは具体的にどの様な内容をご教示下さい。	事業者の事業期間中の事業収支キャッシュフローシミュレーションです。	月島テクノメンテナンス
58	実施方針	19	2	(8)			応募グループの代表者	「応募グループの代表者」とは、「実施方針」p12に記載の「代表企業」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。(用語の統一をお願い致します。)	その通りです。「代表企業」に表記を統一します。	電源開発
59	実施方針	20	2	(8)			特別目的会社の設立等	中段に、応募企業及び応募グループの構成員の出資比率は全体の50%を超えるものとする とあります。応募企業以外の出資も50%を超えない範囲で認められると読み取れますが、その際、応募企業以外の会社が筆頭株主となることが可能で、事業の安定した運営に支障をきたすことも考えられます。応募企業の出資比率について、例えば、「代表企業が全体の50%を超える出資を行うこと」「応募企業の構成員で全出資を占めること」等の条項を設けていただけないでしょうか。	特別目的会社への出資条件はP20 2(8)のままとします。なお、応募企業以外の会社が筆頭株主になることはできません。	メタウォーター
60	実施方針	20	2	(8)			技術管理者について	SPCに廃棄物処理法に基づく技術管理者を置く、とありますが、実際に排水処理の運転管理を実施する者を技術管理者として置くことで条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条において、廃棄物処理施設の設置者(SPC)は施設を適正に維持管理するために、技術管理者を置くことが義務づけられています。どのような立場にある者を技術管理者として選任すべきか、早めに監督官庁に相談されることをお勧めします。	月島機械
61	実施方針	20	2	(8)			特別目的会社の設立等	SPCに技術管理者の配置を求めています、廃棄物処理法上の排出事業者は県であるとの解釈でよろしいでしょうか。	前段：技術管理者をSPCに配置する趣旨は、No.60の回答を参照。 後段：その通りです。	月島テクノメンテナンス

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
62	実施方針	21	3	(1)	ウ		保険 現在、既存設備に付保している保険内容(対象設備、補償内容等)について、ご教示願います。	都道府県共済で火災保険を付保しています。対象設備は帳簿価格50万円以上の建物、機械設備、電気設備で、残価の3分の1が保険金の対象となっています。	電源開発	
63	実施方針	21	3	(1)	ウ		保険 千葉県殿にて付保する予定の保険の種類と内容をご教示下さい。	No.62の回答を参照。	月島機械	
64	実施方針	21	3	(1)	ウ		保険 事業者が付保する保険については、事業者により保険内容、補償金額等を決定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	詳細は事業契約書(案)にて公表しますが、最低限満たすべき要件を示すことを想定しています。	月島テクノメンテサービス	
65	実施方針	22	4	(2)			土地の取得等に関する事項 本件事業開始までに土地の所有権が千葉県企業庁から千葉県殿に所有権が移転されなかった場合でも事業者は計画通りに事業を開始することは可能でしょうか。所有権移転が完了しないと工事着工ができない場合、工期変更が必要となりますがこれに伴う事業者が発生する追加費用及び損害は、千葉県殿負担との理解でよろしいでしょうか。	当該用地は、平成20年度または平成21年度に取得する予定です。既に予算措置済です。	月島機械	
66	実施方針	22	4	(1)	ウ		地域地区等 現場説明では、「既存建物の20%迄しか増床(増築)出来ない。」とご説明を受けましたが、この既存建物の20%根拠について具体的にご教示願います。	建築基準法第48条(用途地域ごとの建築用途制限)、建築基準法第86条の7(既存建築物に対する制限の緩和)、建築基準法施行令(既存建物を一定範囲内で増改築する場合の条件)となります。	月島テクノメンテサービス	
67	実施方針	23	4	(2)			土地の取得に関する事項 事業者(SPC)が工事期間中、資材置場として利用可能な未利用地の範囲を図示願います。	浄水場敷地の西側の、金属性フェンスと木製杭の間です。	電源開発	
68	実施方針	23	5				事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項 「協議が整わない場合は、特定事業契約書中に規定する具体的措置に従う。」とあります。特定事業契約書中に具体的措置が示されていれば、疑義が生じないと考えられますが、この項目は、状況変化により契約内容に不都合が生じた場合等の契約変更の可否に関する議論という解釈でしょうか。	ここでの記載は契約の変更に関するものではなく、解釈について疑義が生じた場合を指します。	メタウォーター	
69	実施方針	24	7	(3)	ア		その他の支援に関する事項 「事業実施に必要な許認可等の取得に関し、県水道局は必要に応じて協力をを行う。」とありますが、「本件事業」の実施者は貴水道局で、遂行者は「事業者」との理解から、「事業実施」を「事業遂行」と読ませて頂いて宜しいでしょうか。	No1の回答を参照。	メタウォーター	
70	実施方針	25	8	(1)			環境への配慮 ア～オについて、具体的な採点基準が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	今後のPFI事業者選定委員会での検討結果をふまえ、入札公告時に採点基準を示す予定です。	月島機械	
71	実施方針添付資料	1					PFI事業用地の範囲外を別途公共事業にて整備する範囲 ②のセキュリティセンサーは北総浄水場外周全体について設置され、本事業施設への警報信号等の取り合いについてはどのように考えていますか、貴県の考えをご教示願います。	要求水準No.55の回答を参照。 現段階では詳細を示すことができません。	月島テクノメンテサービス	
72	実施方針添付資料	1	1	②			PFI事業用地の範囲外を別途公共事業にて整備するもの 外溝に係るセキュリティセンサーとありますが、実施方針添付資料4の青線部分との理解で宜しいでしょうか。	浄水場の外周部、金属性フェンスに沿って設置されているセンサーを指しています。	メタウォーター	

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
73	実施方針添付資料	1	1	2	①	PCB容器の事業用地外への移設	事業者が撤去する設備にPCBが含まれている機器があった場合は、当該機器の撤去は事業者対象範囲外との理解で宜しいでしょうか。	当該機器内のPCBがふくまれている部品(コンデンサ・トランス)を取り外したうえで、当該部品を県に引継ぎ、残りは事業者が撤去してください。	メタウォーター	
74	実施方針添付資料	5				審査時提出書類一覧表	保安・警備計画の記載がありますが、ここで言う警備とは警備業法上の警備ではなく、施設管理の延長上にある確認行為であるとの解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。	月島テクノメンテサービス	
75	実施方針添付資料	5	5	27		既設排泥管更新施工計画書	既設排泥管更新施工計画書について提案するにあたり既設排泥管の図面を開示いただきたく、宜しくお願いいたします。	既設排泥管の図面を提供します	メタウォーター	
76	実施方針添付資料	5	5	38		保安・警備計画	実施方針の添付資料1 1②にて外構に係るセキュリティセンサーは貴水道局の別途公共事業にて整備することになっておりますので、事業者は事業区域内部の保安・警備のみ担当するものとの理解で宜しいでしょうか。	事業用地内部のほか、進入道路と外構についても点検対象としてください。	メタウォーター	
77	実施方針添付資料	6 No.	2			予想されるリスクと責任分担表(契約締結)	契約締結リスクに関しては、両者が主分担ということですが、これは、どちらの事由によるものであっても、双方が自ら蒙った損害を負担するという考え方で、相手方に対して損害賠償を一切求めないという考え方で理解して宜しいでしょうか。	リスク分担では県水道局及び事業者の両方に●が付されていますが、基本的には県水道局(事業者)の責により当該事象が発生し、事業者(県水道局)に生じた損害は県水道局(事業者)が負担することを示しています。 なお、本事業は総合評価型一般競争入札であり、落札者が事業契約を締結しない場合には、全面的に県に責めがある場合を除き、指名停止等の処分の可能性といったペナルティがあることに留意下さい。	メタウォーター	
78	実施方針添付資料	6 No.	6			(No.6)本事業に直接関わる法制度の新設・変更に関わるもの	本事業に直接関わる法制度について、具体的な法令をご教示下さい。(実施方針2頁才事業に関する主な法令等でしょうか。)	基本的にはその通りですが、それ以外に新設された法制度が該当することも想定されます。	月島機械	
79	実施方針添付資料	6 No.	7			上記以外の法制度の新設・変更等	選定事業者のみリスクを負うことになっておりますが、法制度の整備変更によるリスクは事業者の裁量外の事であるため、県▲ 事業者●と考えますがいかがでしょうか？	本事業に直接関わらない法制度の新設・変更等に関するリスクは事業者が負担するものとします。	明電舎	
80	実施方針添付資料	6 No.	8			予想されるリスクと責任分担表(許認可遅延)	通常の産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続きに従うと、平成23年4月1日の維持管理・運営業務開始に間に合わせるには相当の困難が予想されます。これらの手続きは事業者の一存で進めることができるものではなく、貴水道局は基より、貴県・市町村の関連部局における特別のご高配を賜る必要がございますので、当該許取得遅延リスクにつきましては、貴水道局と事業者の共同負担として頂けないでしょうか。	許認可のリスクは、許認可を受けるものが負担することが適切と考えます。ご質問の許認可では、県は必要に応じて申請前の事前相談に同行する等、協力・支援する立場となります。また、共同負担とすると、申請・許認可の前提となる事業者の行なう設計・施工リスクを県も負担する結果となるため、ご要望には添えません。	メタウォーター	
81	実施方針添付資料	6 No.	8			予想されるリスクと責任分担表(許認可遅延)	平成23、24年度に行う更新工事に関して、産業廃棄物処理施設設置許可については、既存設備を設置した貴水道局が変更手続きを行うのでしょうか。それとも、既存設備とは全く関係なく、事業者が新設設備を設置するものとして設置許可を取得するのでしょうか。事業者が設置許可を取得する場合、平成22年度に設置する設備と区分して、設置許可を二段階で取得することになるのでしょうか。その場合、処理業の資格を平成23年度に取得する上で支障は生じないのでしょうか。	県の既存排水処理施設(自家処理施設)は平成23年3月31日で廃止となるため、事業者が許認可を取得する必要があります。2段階の手続きが必要となるか否かは提案内容によります。	メタウォーター	
82	実施方針添付資料	6 No.	9			許認可遅延	No.9のリスクについて、選定事業者の欄が▲(従分担)となっておりますが、選定事業者が負担する具体的なリスク内容について、ご教示願います。	事業者の提案によっては、自家処理施設について、平成23年3月31日以前に県が変更認可申請を行う必要がある可能性があるため、従分担としています。(平成23年3月31日以前に事業者の設備を県に貸与する形で試運転を行なうような提案を想定)。	電源開発	
83	実施方針添付資料	6 No.	15			調査、建設、維持管理、運営段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの	選定事業者がリスクを負うことになっておりますが、内容によっては県水道局様も責を負うことがあるため県▲ 事業者●と考えますがいかがでしょうか？	県水道局がリスクを負うべき具体的なケースが想定できればリスクの細分化を検討しますが、基本的には工事や維持管理運営を行なうのは事業者であるので、事業者のリスクとすべきと考えます。 ただし、更新期間中において県が実施する業務については県がリスクを負担します。	明電舎	



No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
84	実施方針添付資料	6	No.	18			民間事業者の提案に基づく調査、工事及び維持管理・運営業務に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの	選定事業者がリスクを負うことになっておりますが、提案内容は県水道局様も承認されており、提案内容・条例等内において適正になされている業務に対しては県水道局様もリスクを負うものと思われませんがいかがでしょうか？	事業者が選択した工法や手法に起因するものは、事業者がリスクを負担するものと考えています。あらかじめ県水道局がリスクを負う旨明示したものの以外で、事業者の提案内容について県水道局が包括的にリスクを負うことはPFI法の趣旨にも反すると考えます。	明電舎
85	実施方針添付資料	6	No.	18			予想されるリスクと責任分担表(住民対応)	「民間事業者の提案に基づく調査、工事及び維持管理・運営業務に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関する住民対応」は事業者リスクとされていますが、公募条件を満たすために不可欠であって、一般的に普及している技術を採用した場合にあっては、「提案に基づく」ものではなく、17項の「県水道局の提示条件等・・・」が適用されるものと解釈して宜しいでしょうか。	事業者が採用した技術の内容に関わらず、その提案によるリスクは事業者負担とします。	メタウォーター
86	実施方針添付資料	6	No.	20			予想されるリスクと責任分担表(環境問題)	「民間事業者の提案内容、業務実施方法等に起因する環境問題」については事業者リスクとされていますが、公募条件を満たすために不可欠であって、一般的に普及している技術を採用した場合にあっては、「提案に基づく」ものではなく、19項の「県水道局の提示条件等・・・」が適用されるものと解釈して宜しいでしょうか。	Mo.85の回答を参照。	メタウォーター
87	実施方針添付資料	6	No.	23			予想されるリスクと責任分担表(不可抗力)	保険でカバーされる範囲の不可抗力については、主負担が事業者で従負担が県水道局様となっておりますが、貴水道局が従負担するリスクの内容についてご教示願います。	工事的物の引渡しを受けた後、県水道局においても自らの負担で保険を付保する予定です。従負担は、その保険料相当分を指します。県水道局が付保する保険についてはNo.62の回答を参照。	メタウォーター
88	実施方針添付資料	6	No.	27			(No.27,28)計画・設計・仕様変更	請求したものがリスクを負担するという内容になっておりますが、請求した原因が相手方にあった場合は、当該相手方のリスク負担であると理解してよろしいでしょうか。	その通りです。	月島機械
89	実施方針添付資料	6	No.	32			用地取得 32	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保とはどのような内容を考えていますでしょうか。県のお考えを御教示願います。	県は、浄水場の未利用地の一部を現場事務所や工事資材の一時保管場所として事業者提供可能ですが、それでも用地が不足する場合には事業者自らが用地を確保してください。提供可能な用地の範囲は、No.67の回答を参照。	月島テクノメンテサービス
90	実施方針添付資料	6	No.	40			(No.40)安全性確保	事業者が相当の注意を払っているにも関わらず、既存維持管理業者の帰責事由により事故等が発生した場合は、事業者のリスク負担にはならないと理解してよろしいでしょうか。	既存維持管理事業者の帰責事由による事故等は、事業者の負担にはしないものとします。	月島機械
91	実施方針添付資料	6	No.	41			予想されるリスクと責任分担表(物価変動)	建設期間中の物価変動について、設計・更新等費の内、一部については単品スライドを行うことも想定しているとあります。スライドを想定されている品目、スライド条件(変動幅、スライド額の算定)についてご教示願います。また、維持管理・運営段階においても適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	国等の検討状況をふまえ、入札公告時に示します。	メタウォーター
92	実施方針添付資料	6	No.	42			(No.42)金利変動	事業者が建設期間中に借り入れる建中金利の変動も千葉県殿のリスク負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	金利変動リスクの対象となるのは、割賦支払に関わる割賦金利のみであり、建中金利は対象とは考えていません。	月島機械
93	実施方針添付資料	6	No.	44			計画変更(送泥条件の変化)	どの程度の変化までを「軽微」と判断するのか予め明確にしておくべきと考えます。「軽微」とする範囲について、具体的に明示願います。	送泥条件の変化の発生時又は変化が予想される場合に、県水道局と事業者が協議を行うことを想定しています。協議の際の「一時的又は軽微」又は「長期的・恒常的かつ著しい」の基準は、提示した過去のデータに基づき、合理的に想定される範囲で判断するものとします。	電源開発
94	実施方針添付資料	6	No.	44			(No.44)当初提示条件からの送泥条件の変化について	「送泥条件の変化」の定義、「一時的又は軽微なもの」の定義については、千葉県殿と事業者の間で協議を行った上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	No93の回答を参照。	月島機械

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
95	実施方針添付資料	6	No.	44			予想されるリスクと責任分担表(計画変更)	計画変更で「一時的又は軽微なもの」は事業者リスク負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「一時的又は軽微なもの」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんか？また、貴水道局が従負担するリスクの内容をご教示願います。	前段はNo93の回答を参照。 後段は、サービス購入料のうち、発生土の収集運搬及び有効利用に関する支払いは単価契約とすることを想定しているため、発生土量の変動した場合に県の支払額が変動することを示しています。	メタウォーター
96	実施方針添付資料	6	No.	45			予想されるリスクと責任分担表	計画変更で「長期的・恒常的なもの」は事業者リスク従負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「長期的・恒常的なもの」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんか？また、事業者が従負担すべきリスクの内容についてご教示願います。	前段：No93の回答を参照。 後段：従負担は、県水道局が費用は負担しますが、計画変更が行なわれた場合でも事業者が運営を継続するリスクです。	メタウォーター
97	実施方針添付資料	6	No.	46			排水処理・発生汚泥(汚泥の量)	「過去データから想定される範囲」とは、過去データの最大値および最小値の範囲を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	過去のデータから合理的に想定される範囲を指しており、特に最大値や最小値に限定するものではありません。	電源開発
98	実施方針添付資料	6	No.	46			排水処理・発生汚泥 46	汚泥の量が、過去データから想定される範囲は要求水準5ページ排水処理施設計画に用いる計画固形物量の表に示される計画高濁度相当固形物量を示すとの解釈でよろしいでしょうか。また、この計画高濁度相当固形物量を超えた排泥があった場合は貴県の負担であるとの考えでよろしいでしょうか。また、この範囲を超えた場合は県の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準では汚泥の全量受入を条件としており、計画固形物量は実際の高濁度日の上位5%を除く95%の日数を網羅できる固形物量として提示したものであることをご理解下さい。 また、発生土の収集運搬及び有効利用に関する支払いは単価契約とすることを想定しているため、発生土量の変動した場合は支払額が変動します。	月島テクノメンテサービス
99	実施方針添付資料	6	No.	47			排水処理・発生汚泥(汚泥清浄)	「過去データから想定される範囲」とは、過去データの最大値及び最小値の範囲を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	No97の回答を参照。	電源開発
100	実施方針添付資料	6	No.	47			排水処理・発生汚泥(汚泥清浄)	どの程度の変化までを「軽微」と判断するのか予め明確にしておくべきと考えます。「軽微」とする範囲について、具体的に明示願います。	No93の回答を参照。	電源開発
101	実施方針添付資料	6	No.	47			排水処理・発生汚泥	リスク分担表にて軽微なものである場合との記載がありますが、この軽微等解釈が曖昧な表現のもの解釈については、貴県、事業者にて協議させて頂けるとの解釈でよろしいでしょうか。	No93の回答を参照。	月島テクノメンテサービス
102	実施方針添付資料	6	No.	47			(No.47)汚泥性状の変動について	「乖離が一時的又は軽微なもの」の定義は、千葉県殿と事業者の間で協議を行った上で決定するものとの理解でよろしいでしょうか。	No93の回答を参照。	月島機械
103	実施方針添付資料	6	No.	47			費用変動リスク	選定事業者がリスクを負うことになっておりますが、選定事業者の責によらないものは一時的・軽微なものを考慮すると県● 選定業者▲と思われまいかがでしょうか？	No93の回答を参照。	明電舎
104	実施方針添付資料	6	No.	47			予想されるリスクと責任分担表(排水処理・発生汚泥)	排水処理・発生汚泥リスクで「一時的又は軽微なもの」は事業者リスク負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「一時的又は軽微なもの」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんか？	No93の回答を参照。	メタウォーター
105	実施方針添付資料	6	No.	48			(No.48)汚泥性状の変動について	「変化が長期的・恒常的かつ著しい」の定義は、千葉県殿と事業者の間で協議を行った上で決定するものとの理解でよろしいでしょうか。	No93の回答を参照。	月島機械

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
106	実施方針添付資料	6	No.	48			予想されるリスクと責任分担表(排水処理・発生汚泥) 排水処理・発生汚泥リスクで「長期的・恒常的かつ著しい場合」は貴水道局が主負担、事業者が従負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「長期的・恒常的なもの」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんでしょうか。 また、事業者が従負担すべきリスクの内容についてご教示願います。	No.96の回答を参照。	メタウォーター	
107	実施方針添付資料	6	No.	49			排水処理・発生汚泥 49 この項目における事業者の●は運転管理の延長運転を行う事を意味するとの解釈でよろしいでしょうか。	運転管理の延長運転だけに限定されないと考えています。	月島テクノメンテサービス	
108	実施方針添付資料	6	No.	49			排水処理・発生汚泥 49 貴県が事前連絡以上に排泥した汚泥の量が、要求水準に定める施設能力にて24時間連続稼働しても処理できない場合は、事業者の責任はないものとの解釈でよろしいでしょうか。	設備能力が要求水準を満たしており、かつ県が事前連絡以上の量の送泥を行い(事前連絡がない場合を含む。)、事業者が24時間連続稼働しても処理できない場合は、平常時ではなく、台風襲来等の緊急時であると考えられます。緊急時の対応は協議事項です(要求水準書案p6・Ⅲ2(1)2)参照。 なお、現在の排水処理業務の受託者へのヒアリングでは「浄水場から事前連絡を上回る送泥があったケースは記憶にない」とのことでした。	月島テクノメンテサービス	
109	実施方針添付資料	6	No.	49			(No.49)事前連絡以上の送泥について 本リスクは、事業者が主分担となっておりますが、事前連絡以上の送泥に起因した返送水への悪影響については、千葉県殿のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	その通りです。	月島機械	
110	実施方針添付資料	6	No.	50	前半		予想されるリスクと責任分担表(排水処理・発生汚泥) 排水処理施設全体の管理業務等については、平成23年4月1日をもって貴水道局から事業者に移行しますが、No.50、No.51 それぞれの時期において従負担の内容をご教示願います。	リスク分担表No.50:平成22年4月1日～平成21年3月31日までの期間、工事が行なわれている部分の管理業務等 リスク分担表No.51:平成23年4月1日以降、事業者から引渡しを受けた設備等について県が付保する保険料等	メタウォーター	
111	実施方針添付資料	6	No.	50	後半		施設瑕疵 50 既存脱水機棟の瑕疵、濃縮槽等のコンクリート構造物の施設瑕疵が発見された場合、その調査、補強工事等の施工期間については、ペナルティー対象外であるとの解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。	月島テクノメンテサービス	
112	実施方針添付資料	6	No.	50	後半		予想されるリスクと責任分担表(施設瑕疵) 施設瑕疵に関して、「瑕疵担保期間内のもの」については、No.52に規定されていますが、瑕疵担保期間外のものについては規定がございませんので、項目追加いただけませんか。 なお、No.50～52は重複していますので、施設瑕疵以降を53～に変更をお願いいたします。	事業者の瑕疵担保責任は瑕疵担保期間内です。 瑕疵担保期間外においては性能保証リスクとして事業者の負担となります。 なお、リスク分担表の番号については変更します。	メタウォーター	
113	実施方針添付資料	6	No.	51			排水処理・発生汚泥 No.51の運営・維持管理期間の運営方法として、貴県は①既設設備と新設設備共に事業者が運営、②既設設備は貴県発注、新設設備は事業者が運営、という2通りを想定されているものと考えています。事業者が②の運営方法を提案した場合、リスク分担の主分担が事業者であることから、既設施設の汚泥処理量については事業者が主体的に決定できるものとの解釈でよろしいでしょうか。	平成23年3月31日まで県が運営、平成23年4月1日以降、事業者が運営となります(質問の①の方法によります)。 排泥については事業者において全量受け入れることが必須です。 なお、送泥計画の連絡調整は、要求水準書案p6・Ⅲ2(1)2)参照。	月島テクノメンテサービス	
114	実施方針添付資料	6	No.	53			(No.53)経年劣化等について 既存建築物及びコンクリート構造物に関して、瑕疵であるか、経年劣化等であるかの判別はどのように行うかご教示下さい。	本項で対象としているのは、更新後の設備についてであり、既存建築物及びコンクリート構造物は含みません。 なお、既存コンクリート建築物・構造物の固有の原因により発生するトラブルについては、県水道局が責任を負い(要求水準書p9・Ⅲ3(1)1)④)、事業者の通常の使用方法による既存コンクリート建築物・構造物の損耗については県水道局はその弁済を求めない(要求水準書p11・Ⅲ3(2)2))こととなっています。	月島機械	
115	実施方針添付資料	6	No.	53			経年劣化等によるもの 選定事業者がリスクを負うことになっておりますが、選定事業者では既存施設の劣化状況を調査出来ない場合も考えられ、県▲ 選定業者●と見られますがいかがでしょうか？	No.114 の回答を参照。	明電舎	
116	実施方針添付資料	6	No.	55			予想されるリスクと責任分担表(維持・管理コスト増大) 維持・管理コスト増大リスクで事業者負担の例外として「物価・金利変動によるものは除く」とされていますが、不可抗力の場合についても除外として追記いただけませんかでしょうか。	不可抗力の場合の費用負担はリスク分担表No.23及びNo.24によります。	メタウォーター	

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者
										企業名
117	実施方針添付資料	6	No.	57			予想されるリスクと責任分担表(修繕費増大)	修繕費が予想を上回った場合について、事業者のリスク負担となっています。維持管理・運営段階における既存設備の修繕に関しても、事業者が責任を負うとの理解で宜しいでしょうか。 また、既存設備には更新できないものもありますが、更新できないものは事業者の修繕対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。	前段: そのとおりです(更新対象の設備について、更新工事完了までの間で、いつ更新するかは事業者提案事項のため)。 後段: 業務要求水準書別紙2別紙3記載の既存設備は全て更新対象です。更新することが困難なごく一部(例: 配管のコンクリート貫通部分)を事業者が使用する場合には、県と協議することとし、事業者がリスクを負担するのであれば、県は使用を認める予定です。その際には、当該箇所も事業者の修繕対象とします。	メタウォーター
118	実施方針添付資料	6	No.	58			予想されるリスクと責任分担表(インフラ停止)	電気等の供給が停止し、本施設の運転ができなくなった場合、復旧費用の負担は選定事業者とするとあります。ここでは不可抗力におけるものは対象としていないとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力の場合の費用負担はリスク分担表No.23及びNo.24によります。	メタウォーター
119	実施方針添付資料	6	No.	59			物価変動・金利変動 59.60	物価変動・金利変動への事業者への▲はどのような内容か貴県の考えを御教示願います。	物価については、物価変動を示す指標に基づき、サービス購入料を改定することを想定しています。 金利については、金利変動を示す指標に基づき、一定期間毎にサービス購入料を改定することを想定しています。 添付資料7も参照願います。 しかしながら、サービス購入料が改定されるまでの間は事業者がリスクを負うため、従負担としています。	月島テクノメンテサービス
120	実施方針添付資料	6	No.	62			予想されるリスクと責任分担表(発生土の再生利用)	発生土の再生利用リスクで「一時的又は軽微なとき」は事業者リスク負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「一時的又は軽微なもの」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんでしょうか。 また、貴水道局が従負担するリスクの内容をご教示願います。	前段: No.93の回答を参照。 後段: No.95の回答を参照。	メタウォーター
121	実施方針添付資料	6	No.	63			排水処理・発生汚泥 63	使用薬品の変更等により発生土の再生利用が継続できなくなった場合は、貴県のリスクであるとの解釈でよろしいでしょうか。	「長期・恒常的かつ著しい」場合には県がリスクを負担します。	月島テクノメンテサービス
122	実施方針添付資料	6	No.	63			予想されるリスクと責任分担表(発生土の再生利用)	発生土の再生利用リスクで「長期的・恒常的かつ著しいとき」は貴水道局が主負担、事業者が従負担となっています。事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「長期的・恒常的かつ著しいとき」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんでしょうか。 また、事業者が従負担すべきリスクの内容についてご教示願います。	No.120 の回答を参照。 事業者の従負担は、処分先の確保を想定しています。	メタウォーター
123	実施方針添付資料	6	No.	64			予想されるリスクと責任分担表(発生土の再生利用)	発生土の再生利用に関して、「再生利用市場の著しい変化により・・・極めて困難であると県水道局が認めた場合」については貴水道局が負担ということですが、事象が発生した際の問題解決を容易にするために、「極めて困難」の評価根拠を明確にする合理的な規準をご設定して頂けませんでしょうか。 なお、事業者の提案する発生土の処理は有価有効利用でなくとも良いものと解釈いたします。即ち、有効利用であっても有価でなければ産業廃棄物として取り扱われますので、ここで言う「産廃処理」とは最終処分を想定されているものと理解すべきでしょうか	前段の「極めて困難な場合」とは、千葉、東京、神奈川、埼玉の都県営浄水場において、再生利用業者が価格以外の要因で発生土の受入を拒否する場合などを想定しています。 後段はその通りです。	メタウォーター
124	実施方針添付資料	6	No.	65			(No.65)処分先の確保	再生利用が極めて困難な状況において、事業者が処分先を確保に最大限努力を行った結果として、処分先が確保できなかった場合は、千葉県殿のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	再生利用が極めて困難な場合(No.123の回答を参照)は、事業者において産業廃棄物として最終処分をしてください。処分先の確保は事業者負担ですが、処分費用は県の負担(リスク分担表No.64)です。 また、近隣の浄水場における発生土の処理方法等について、県から情報提供は可能と考えます。	月島機械
125	実施方針添付資料	6	No.	65			予想されるリスクと責任分担表(発生土の再生利用)	「上記の場合の処分先の確保」の「上記」とはNo.64のことを指しているものと解釈いたします。その前提で、処分費用をご負担いただく貴水道局の事前の確認が必要と考えます。処分先について合意が得られない場合には、貴水道局が独自に処分先を確保される場合もあるものとの理解で宜しいでしょうか。	処分先について合意が得られないことは想定していません。	メタウォーター
126	実施方針添付資料	6	No.	66			予想されるリスクと責任分担表(終了手続き)	終了手続きに伴う費用及びSPC清算手続きに伴う評価損益等)に関しては、事業者負担ということですが、あくまでも事業期間の満了に伴う場合、或いは事業者帰責による終了の場合についてのことで、貴水道局事由の場合については、事業者が生じた損害に含めて当該費用は賠償いただけるものと解釈して宜しいでしょうか。	合理的な範囲での損害については負担するものとします。	メタウォーター
127	実施方針添付資料	6	No.	66			終了手続き	修繕計画を策定するにあたり、事業終了後の設備の稼働年数の条件を把握したいので条件がございましたらご教示願います。	事業終了後も設備は引き続き使用することを想定していますが、その後の稼働年数は未定です。 なお、県が事業終了後も設備を引き続き使用するための修繕計画を策定する場合、必要となる情報は提供願います。	メタウォーター

No.	資料名	該当頁、No	項目番号				項目名	内容	回答	質問者企業名
128	実施方針添付資料	6					主分担、従分担の定義について	主分担(●)及び従分担(▲)の定義についてご教示下さい。	主分担とはリスクが顕在化した場合の費用負担等を全て負うこと、従分担とは限定的に負うことを指します。	月島機械
129	実施方針添付資料	7	1	(2)	ア		サービス購入料の支払方法のイメージ	サービス購入料の支払方法のイメージの図中に「H23年度よりH42年度まで20回分割払い」とある一方で、イでは「年4回に分けて支払われる」とあります。これは5年毎に元金の4分の1を支払う際の1/4部分についてそれぞれ20回で支払い、全体では80回となるという理解でよいのでしょうか。	その通りです。	千葉銀行
130	実施方針添付資料	7	1	(2)	ア		サービス購入料の支払方法	「元利均等方式による支払いは、5年ごと(一部3年ごと)に元金の4分の1を返済する」とありますが、一部3年になる部分は割賦金利の基準金利も3年ものになるのでしょうか。	その通りです。	千葉銀行
131	実施方針添付資料	7					サービス購入料の改訂	サービス購入料の改訂指標については、事業契約書発表時にご教示して頂ける物との解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。	月島テクノメンテサービス
132	実施方針添付資料	7	1	I	①		建築機械設備、建築電気設備	エレベーター・火災報知機・消火設備等の附帯設備を含むとあります。業務要求水準書別紙3に記載のものが対象になるかと思いますが、1式と記載がある項目についてそれぞれ詳細を提示願います。	詳細は、今後追加で提供資料及び別途設ける現場確認の場にて確認ください。	メタウォーター
133	実施方針添付資料	7	1	I	③		進入道路及び外溝の整備費	事業区域内の進入道路と理解しますが宜しいでしょうか。	事業区域外の進入道路の舗装等も含まれます。	メタウォーター
134	実施方針添付資料	7	1	(2)	ア		サービス購入料の支払方法	図【サービス購入料の支払方法のイメージ】に第1回支払・第2回支払・・・と毎年1回の支払いのように記載されていますが、これはあくまでイメージであって、現実には年4回(割賦については、20年80回返済、または18年72回返済)の支払が行われるものと解釈して宜しいでしょうか。	その通りです。	メタウォーター
135	実施方針添付資料	8	2				サービス購入料の減額等	サービス購入料の減額について、減額の対象から「設計・更新等業務費用及びこれに係る割賦金利」は除かれるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係るサービス購入料の減額の対象からは「設計・更新等業務費用及びこれに係る割賦金利」は除かれます。	千葉銀行
136	実施方針添付資料	8					モニタリングの方法	塩素消費物質及びピコプランクトンの測定とありますが、測定物質・測定方法・測定内容については、事業者からの提案という認識でよろしいでしょうか。また、現状の測定方法、測定頻度、測定結果についてご教示願います。	頻度は「モニタリング項目について」を参照。測定方法は事業者から提案が可能です。測定結果の報告は日報への記載を想定しています。	月島テクノメンテサービス
137	実施方針添付資料	8	1	(1)	a	(b)	上澄水の測定結果	通常考えられる排水処理設備では、流入汚泥に含まれるピコプランクトンを処理することは、困難であると考えております。ピコプランクトンの有無によってサービス購入料の減額等のペナルティが課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ピコプランクトンの増殖の原因が事業者の責によるものと認められる場合(例:濃縮槽での長時間の汚泥滞留等)、直ちにペナルティを課すことは想定していませんが、2(1)の改善勧告の対象となる場合が想定されます。	月島機械
138	実施方針添付資料	8	2	(2)	2	(2)	サービス購入料の減額又は支払い停止	「明らかに県水道局の責によるもの」については減額・支払い停止の対象外というのですが、明らかでない場合には、事業者が貴水道局の責に帰する合理的な根拠を示すことによって、その部分については対象外にしていただけるものと解釈して宜しいでしょうか。	事業者が県水道局の責に帰する合理的な根拠を示し、県水道局がそれを認めた場合には、減額・支払い停止の対象外となります。	メタウォーター

No.	資料名	該当頁、No	項目番号	項目名	内容	回答	質問者企業名
139	実施方針添付資料	9		落札者決定から運営開始までのスケジュール	平成23年4月から既設脱水機1台を使用し運転管理する場合は考えられるため、既存の運営管理委託業者による引継ぎ・教育等期間をH22年度に設けた方が良いのではないかと考えられますがいかがでしょうか？	ご指摘の方向で検討します。	明電舎
140	実施方針添付資料	9		落札者決定から運営開始までのスケジュール(イメージ)	施設変更許可については、スケジュールが示されていません。引き続き申請を行う産廃処理業許可は施設変更許可が前提となりますので、平成23年度からの事業開始に間に合わせるためには、事前調整が予定通り進捗したという仮定の下、何ヶ月程度で完了する必要があるものか、貴水道局のご見解をお聞かせいただけないでしょうか。 なお、施設変更許可は既存設備の所有者である貴水道局が手続きされるものかどうか。また、新設部分については設置許可を取得する必要があるのではないのでしょうか。その場合の申請者は貴水道局でしょうか、事業者でしょうか	産業廃棄物処理施設の許認可の申請スケジュールは、提案内容(例:どのようなタイミングで何の設備の運用を開始するか)によって大きく変わります。法令に基づき許認可が必要なものもあり、変更届で済むものもあるので、提案書の作成にあたっては十分留意されるとともに、早めに監督官庁へ相談されるようお願いいたします。 千葉県が平成23年3月まで運用する自家処理のための排水処理施設に係る許認可手続きは千葉県が行いますが、事業者が平成23年4月から運用する排水処理施設に係る手続きは事業者の責任で行なう必要があります。	メタウォーター
141	実施方針添付資料	9		落札者決定から運営開始までのスケジュール(イメージ)	産廃処理業の許可については、スケジュールが示されていませんが、貴県関連部局の見解を踏まえたスケジュールのご提示をお願いいたします。	No.140の回答を参照。	メタウォーター
142	実施方針別紙	2		資料提供のお知らせ	電気設備関係(受配電・電気動力盤・制御盤・監視システム・現場配線図・単線結線図等々)の資料のご提示をお願いします。	資料を提供します。なお、提供方法については資料数が極めて多いため、別途示します。	月島機械
143	実施方針別紙	4		注意事項	実験後の脱水ケーキなどの処分は、事業者で行うこととなっています。客先殿に提出する書類は manifests のみでよろしいでしょうか。(写真などは不要でしょうか?)	簡単な報告書と manifests の写しの提出を受ける予定です。	メタウォーター

■ その他

	11月20日説明会時配付資料及び現地説明会			脱水機の配置について	3号脱水機の設置位置については、現在、スペースのみ確保されていますが、2号脱水機が既に設置済みであるため機器搬入口から脱水機が取り込みにくい配置となっています。 更新する場合、2号脱水機を3号予定場所に移設した後、空いた場所に3号脱水機を増設する方法が考えられます。その場合、移設工事期間中、脱水機が1台のみの運転となりますが、1台運転が可能な期間をご教授下さい。	説明会でも申し上げましたが、「平成22年4月から12月までは既設脱水機2台を運転可能な状態で」という条件を追加する予定です。それ以降は事業者提案によることとなります。ご質問の更新方法によった場合、平成23年4月から平成25年3月までの間に既存脱水機2台を更新する際、同様の問題が発生することが見込まれますので提案書の作成にあたっては留意が必要と思われます。	アタカ大機
--	-----------------------	--	--	------------	---	--	-------